

令和8年度北陸エリア観光地づくりに向けたアドバイザー業務委託仕様書

1 趣旨

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」（以下、「北陸エリア準備会」という。）では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業の「モデル観光地」に選定された北陸エリアにおいて、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を促進している。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

高付加価値旅行者の誘客を戦略的に進めていくうえでは、北陸エリアの幅広い関係者が連携し、インバウンドに対応した高付加価値な観光地域づくりに向けた取り組みを進めていく必要があることから、本業務において、インバウンド高付加価値旅行者の誘客や、他地域での観光地経営及び推進体制構築に実績を持つアドバイザーを起用し、助言及び伴奏支援を通して、北陸エリアにおける推進体制の構築を図っていくものとする。

2 委託業務名

令和8年度北陸エリア観光地づくりに向けたアドバイザー業務

3 業務内容

本業務の趣旨を踏まえ、以下の業務を実施すること。

(1) 高付加価値旅行者の誘客に係る推進体制構築に関するアドバイス

専門的な知見及び国際的な視点から、北陸エリアにおけるインバウンド高付加価値旅行者の誘客を推進する体制構築について下記により助言等を行うものとする。

- ・月1回程度の定例打合せの実施
- ・観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業における地域経営主体として、北陸エリアが目指すべき、多様な関係者を巻き込んだ体制構築へのアドバイス、助言
- ・必要に応じた個別助言（オンライン又は対面）
- ・インバウンド高付加価値旅行者の誘客に取り組む他地域の先進事例の共有

※企画提案書において、これまでの類似業務における実績及び成果に基づき、「北陸エリア準備会」に対する助言及び伴奏支援の方法について提案すること。

(2) 上記(1)のアドバイス内容

本業務におけるアドバイスは、以下の項目を中心に行うものとする。

- ① 意思決定・ガバナンスの明確化
- ② 役割分担と実行機能
- ③ 官・民広域連携の組み立て
- ④ 持続可能な運営モデル
- ⑤ その他体制構築に向けて必要な事項

※上記①～⑤は、次の観点を考慮した上でアドバイスを求めるものとする。

- ・インバウンド高付加価値旅行者の来訪効果をエリア内に波及させる仕組みづくり
- ・地域内の事業者との連携を念頭においた体制
- ・段階的かつ重層的な取組による成果創出の最適化
- ・「ウリ・ヤド・ヒト・アシ・コネ」の観点から、地域の課題解決を目指す体制

4 管理体制

受託者は、本業務を円滑かつ確実に実施するため、十分な実施体制を構築すること。また、業務の進行にあたっては、委託者と適宜協議の上、進めるものとする。

5 報告書及び成果品

本業務完了後、速やかに以下の成果品を電子媒体（PDF 等）で提出すること。

- (1) 「3 業務内容」に係る実施内容及び助言事項を取りまとめた報告書
※報告書の中には「組織作りに向けた計画」を含めること。
- (2) 経費精算書（証憑類含む）
- (3) その他、委託者が必要と認める資料

6 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業として実施するものであり、事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」及び観光庁に帰属するものとする。なお、成果物等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等）が含まれていた場合には、当該権利は受託者に留保されるが、委託者は本業務の目的の範囲内で、無償で利用できるものとする。

- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。